2　競争参加資格
⑴、⑵は、第10号の２⑴、⑵に同じ。
⑶は、第12号の２⑶に同じ。
⑷は、第10号の２⑷に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴は、第12号の３⑴に同じ。
⑵は、第10号の３⑵に同じ。
⑶は、第12号の３⑶に同じ
⑷　開札の日時及び場所　令和７年３月17日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省領事局領事デジタル化推進室　中村　圭太　電話03―3580―3311　内線2392
Email：ryoji-syskai@mofa.go.jp
4　その他　第10号に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 10)
⑵　The same with Notice above (No. 11)
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : OCR Software for Consular Information System, 1 set.
⑷　Delivery period : March 31, 2025
⑸　The same with Notice above (No. 10)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①, ②The same with Notice above (No. 10) ; ③The same with Notice above (No. 12)
⑺　The same with Notice above (No. 10)
⑻　The same with Notice above (No. 12)
⑼　Contact point for the notice : NAKAMURA Keita, Consular Digital Transformation Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 2392

○第 14 号（No.14）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　領事業務情報システム（査証事務支援システム用ライセンスの購入）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和７年３月31日
⑸は、第10号の１⑸に同じ。
⑹、⑺は、第12号の１⑹、⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴、⑵は、第10号の２⑴、⑵に同じ。
⑶は、第12号の２⑶に同じ。
⑷は、第10号の２⑷に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴は、第12号の３⑴に同じ。
⑵は、第10号の３⑵に同じ。
⑶は、第12号の３⑶に同じ。
⑷　開札の日時及び場所　令和７年３月17日午後４時00分　外務省入札・開札室
⑸は、第13号の３⑸に同じ。
4　その他　第10号に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 10)
⑵　The same with Notice above (No. 11)
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of license for Visa Information system application.
⑷　Delivery period : March 31, 2025
⑸　The same with Notice above (No. 10)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①, ②The same with Notice above (No. 10) ; ③The same with Notice above (No. 12)
⑺　The same with Notice above (No. 10)
⑻　The same with Notice above (No. 12)
⑼　The same with Notice above (No. 13)

○第 16 号（No.16）

ただし、令和７年度予算成立を条件とする。
1　調達内容
⑴　品目分類番号　87
⑵　購入等件名及び数量　外務省のオフィス改革に関するコンサルティング業務委託　１式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷～⑺は、第11号の１⑷～⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴、⑵は、第10号の２⑴、⑵に同じ。
⑶は、第11号の２⑶に同じ。
⑷は、第10号の２⑷に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　知念　幸忠　電話03―3580―3311　内線2225
Email：choutatsu-service-1a@mofa.go.jp
⑵は、第10号の３⑵に同じ。
⑶は、第12号の３⑶に同じ。
⑷　開札の日時及び場所　令和７年３月24日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房会計課総務室　中　大樹　電話03―3580―3311　内線9789
Email：daiki.naka@mofa.go.jp
4　その他
⑴、⑵は、第10号の４⑴、⑵に同じ。
⑶　入札者に要求される事項
①は、第11号の４⑶①に同じ。
②は、第10号の４⑶②に同じ。
③は、第11号の４⑶③に同じ。
⑷、⑸は、第10号の４⑷、⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書等で指定する業務の要求要件のうち、必須とされた項目の基準を全て満たす提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。
⑺、⑻は、第10号の４⑺、⑻に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 10)
⑵　Classification of the services to be procured : 87
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Assistance on study and support related to the office reform of Ministry of Foreign Affairs, 1 set.
⑷, ⑸　The same with Notice above (No. 11)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①, ②The same with Notice above (No. 10) ; ③The same with Notice above (No. 11)
⑺　The same with Notice above (No. 10)
⑻　The same with Notice above (No. 12)
⑼　Contact point for the notice : NAKA Daiki, Financial Affairs Division, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 9789

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年１月20日
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　奈良井　功

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
官庁会計システム等の運用に係る保守管理業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和７年４月１日から令和９年１月15日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。